

葛飾区飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成事業（個人向け）

葛飾区では飼い主のいない猫を適正に管理し、地域のトラブルになることを防止するため、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部を助成しています。

なお、年間5匹まで手術費用の助成を受けることができます。

申請受付期間

令和7年4月1日から令和8年2月28日

対象となる猫

葛飾区内に生息している飼い主のいない猫（手術済みの猫、飼い猫は対象外です。）

※申請前に手術を行った猫の助成はできません。あらかじめご了承ください。

申請条件

- 1 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術申請書（第7号様式）の誓約書内容に同意できる。
- 2 葛飾区内に在住または在勤・在学している。
- 3 年度内の請求件数が上限を超えていない。（上限：5匹まで）

助成金額（支払われる金額）

オス・・・ 5,000円（上限・1匹あたり）

メス・・・ 10,000円（上限・1匹あたり）

※手術費用が助成金額を下回る場合は支払った金額となります。

※葛飾区内にある動物病院（別紙：協力動物病院一覧）で手術を行ってください。

※助成金請求後の請求内容の変更はできません。

申請の有効期間

申請の有効期間は、承認日から90日以内（1月以降は3月31日まで）です。

必ず期間内に、請求書の提出まで行ってください。

期間を過ぎてしまうと、助成金のお支払いができませんのでご注意ください。

申請から助成までの流れ

- 1 手術をする前に、保健所生活衛生課の窓口で助成申込書をご提出ください。
手術前の申込については、窓口、郵送、オンラインで申請が可能です。
※運転免許証・学生証・社員証などを在住・在勤・在学であることがわかるものをお持ちください。
- 2 窓口での申請後、約1週間で「助成承認書」「手術結果報告書」「助成金請求書」を郵送します。
- 3 郵送された書類を持参し、葛飾区内の協力動物病院で手術を受けてください。
手術後、獣医師に「手術結果報告書」を記入してもらいます。
- 4 「助成金請求書」に必要事項を記入し、「手術結果報告書」、手術費の「領収書」と口座の写しを一緒に保健所生活衛生課にご提出ください。
手術後の請求については、窓口、郵送で申請が可能です。オンライン申請はできません。
(手術代の請求は年度内に5匹まで)
- 5 必要書類を提出いただいた約1か月後に、申請者の銀行口座に助成金をお振込みします。

お問い合わせ先

〒125-0062

葛飾区青戸4-15-14

葛飾区保健所生活衛生課 生活衛生係

Tel 03-3602-1242